

2022年5月9日

都道府県医療ソーシャルワーカー協会会長 御中

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
会長 野口百香

「医療基本法要綱案」(医療基本法フォーラム版)への賛同と協働について(きわめて重要なお願い)

平素より、医療ソーシャルワークの普及に、ご理解とご協力を賜り、深くお礼申し上げます。

標記につきまして、みなさまには、昨年7月30日と今年3月1日に、ご連絡をさせていただきました。しかし、ご回答いただけたのは、医療ソーシャルワーカーの地域団体のまだ半数以下にとどまっております。

もちろん賛同するかどうかにつきましては、各団体の自主的なご判断によるものであります。しかし、「賛同」の世論は着実に広がっています。

それは、主に「患者団体」、「障害者団体」、「医療事故被害者団体」、そして「支援者団体」です。

これらの団体では、「人権に根ざす医療制度の再構築」が必要である、と判断されています。それは、ハンセン病問題、旧・優生保護法問題、薬害エイズ問題などが引き起こされてきた経緯と、みずからの抱える疾病や障害、医療事故などに関わる問題、そして、それを支援するうえでの問題に、重大に関わるものと考えているからです。

いま「無関心」でいることは、結果的に「人権」の理念があいまいな現行の「医療制度」を「支持」することになります。

このたび、「医療基本法フォーラム」では、医療基本法に関する論議の広がりを受けて、さらに賛同団体を募る活動を行い、一般公開の勉強会も継続することとなりました。

そこで、当協会におきましても、みなさまに状況をお伝えするとともに、まだ「賛同」されていない団体につきまして、再度のお願いのため、ご連絡をさせていただきました。

また、このソーシャルアクションを広く実施していくために、当協会はみなさまと協働していくことを願っております。この運動の情報共有や今後の連絡調整をさせていただくために、担当窓口や連絡先を教えてくださいたく存じます。

別紙の当協会宛の回答書でお知らせください。(こちらから「医療基本法フォーラム」にも連絡いたします。)

どうかよろしく願いいたします。

草々

2022年5月9日

都道府県医療ソーシャルワーカー協会
事務局ご担当者様

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 事務局
社会貢献事業部 担当理事 南本宜子
「患者の権利法をつくる会 担当チーム」 漆畑真人、水溜丹都子

医療基本法要綱案(医療基本法フォーラム版)の「賛同」期限のお知らせについて(期限後も受付け)

平素より、医療ソーシャルワークの普及に、ご理解とご協力を賜り、深くお礼申し上げます。

標記につきまして、みなさまには、ご賛同いただき、または、ご検討をいただいていることにつきまして、ご協力をありがとうございます。

このたび、前回の期限を過ぎても引き続いて、医療基本法要綱案(医療基本法フォーラム版)の賛同を集めることになりました。その意義と重要性について、ご説明をさせていただきます。

これまでに「医療基本法」制定運動については、私たちのほかにも公益社団法人日本医師会などさまざまな団体が、それぞれの目的にしたがって要綱案等を提言しています。

しかし、わたしたちの「医療基本法要綱案」(医療基本法フォーラム版)は、「医療制度」全体の「理念」を明記するものであり、かつ、その理念は「人権保障」であるとして、これに基づいて「医療制度」全体の再構築をすすめる、というきわめて重要な内容を載せている法律です。

そして、この医療基本法要綱案(医療基本法フォーラム版)は、当協会、および、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会も賛同しているものです。

その内容は、「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会報告書」(平成21年4月、平成22年6月)の提言を支持するものです。そこでは、「医療の基本法」の法制化によって「患者の権利の擁護という観点を中心に医療関係諸法規の整理・整備を図る」ことが提言されています。

したがって、わたしたちの医療基本法要綱案(医療基本法フォーラム版)の意義は、医療制度が「人権保障」をめざすためのものであるということを確認する、ことにあります。

また、現時点において、医療基本法要綱案(医療基本法フォーラム版)の「賛同」を集めることの重要性は以下のとおりです。

医療基本法の制定運動につきましては、平成31年2月に、衆議院・参議院の超党派で「医療基本法の制定に向けた議員連盟」が結成され、患者団体・支援者団体等からヒアリングを経て、当該の議連役員会のレベルで検討されてきました。

ヒアリングには、当協会から発言する機会もいただき、また、その後の検討の場には、医療基本法フォーラムのメンバーの出席と発言を認めていただけてきました。

その経過の中で、医療基本法フォーラムとして決意したことは、「人権に根ざす医療制度」をめざす独自の要綱案をここでいま明確にしなければならないということと、この要綱案について国民の合意を形成しつつ、当該の議連がいずれ国会に上程する医療基本法案のなかに「人権理念」が反映されるものとしていきたい、ということです。

そして、国民の合意形成を反映するメルクマールとして「賛同」団体の数が重要であると考えられています。

議連の活動は、一昨年の12月を最後に停止しています。「人権」を書き込む検討をすることになったときでした。

「人権に根ざす医療制度」を再構築するため、ぜひ「賛同」に向け、ご検討をお願いいたします。

なお、昨年7月に、当協会は、公益社団法人日本社会福祉士会、および、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、徳島県医療ソーシャルワーカー協会、その他の患者団体・支援者団体・医療従事者団体など45団体とともに、この医療基本法要綱案(医療基本法フォーラム版)を共同提案をいたしました。

その後、本年4月1日までには、北海道医療ソーシャルワーカー協会、山形県医療ソーシャルワーカー協会、福島県医療ソーシャルワーカー協会、群馬県医療ソーシャルワーカー協会、石川県医療ソーシャルワーカー協会、京都医療ソーシャルワーカー協会、大阪医療ソーシャルワーカー協会、兵庫県医療ソーシャルワーカー協会、広島県医療ソーシャルワーカー協会、高知県医療ソーシャルワーカー協会、香川県医療ソーシャルワーカー協会、の11団体が賛同団体に加わりました。

医療ソーシャルワーカーの都道府県協会は全部で47団体あるので、その過半数は「賛同」にいたらず「保留」の状態です。

本年4月1日以降も、医療基本法フォーラムでは、この論議を広く国民に広げ、さらに賛同団体を増やしていく方針となっています。

つきましては、貴会におかれましても、議連の「人権」書き込み討論が消えてしまわないうちに、ぜひこの医療基本法要綱案(医療基本法フォーラム版)を早急にご検討いただき、賛同の輪に加わっていただければと思います。

そして、このソーシャルアクションは、医療基本法制定がゴールではなく、ここからスタートとなるものがたくさんあります。それは、人権に根ざした医療制度の再構築です。

その中には、私たちの支援の対象である「ソーシャルウェルビーイング」の医療制度への位置付けも含まれています。医療法や健康保険法などの個別法への位置付けのほか、診療報酬制度、各領域における「医療のガイドライン」など、さまざまな場面での展開が予想されます。

そこで、このソーシャルアクションを広く実施していくために、当協会はみなさまの都道府県医療ソーシャルワーカー協会と協働していくことを願っております。

今後の運動に関する情報共有や連絡調整をさせていただくために、貴会のご担当窓口や連絡先を教えてくださいたく存じます。

別紙の当協会宛の回答書でお知らせください。(こちらから「医療基本法フォーラム」にも連絡いたします。)

どうかよろしくお願いいたします。

草々

(連絡先)

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 事務局
社会貢献事業部 担当理事 南本宜子
「患者の権利法をつくる会 担当チーム」 漆畑真人、水溜丹都子

住所 〒162-0065 東京都新宿区住吉町 8-20 四谷ヂンゴビル 2F
TEL:03-5366-1057 FAX:03-5366-1058
Mail:jaswhc@d3.dion.ne.jp

別紙

回 答 書

(◆FAX:03-5366-1058 または ◆Mail:jaswhc@d3.dion.ne.jp)

1.「医療基本法要綱案」(医療基本法フォーラム版)の共同提案団体となることについて賛同します。

団体名 _____

代表者名(肩書) _____

所在地 _____

連絡先(電話番号) _____

2. この運動の情報共有や協働のための、連絡窓口をお知らせします。

担当者名 _____

所属 _____

連絡先(電話番号) _____

ML用メールアドレス _____

3. ML「医療基本法フォーラム」に参加を希望される場合は、下記に登録のアドレスをご記入ください。(上記と同じものでもかまいません)

メールアドレス _____